

青森県報

第四千八十六号

平成二十七年
十二月十六日
(水曜日)

目次

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……六

右 同……………(同) ……六

右 同……………(同) ……七

右 同……………(同) ……八

県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……八

建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……九

右 同……………(同) ……九

右 同……………(同) ……九

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(警察本部) ……九

公安委員会……………(同) ……九

県内WANバックアップ機器等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……一〇

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(同) ……一〇

右 同……………(同) ……一三

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ鱒ヶ沢店

西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字西禿一八の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	平成 二七・八・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	平成 二七・八・三

四 届出年月日

平成二十七年十一月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び鱒ヶ沢町役場

2 期間

平成二十七年十二月十六日から平成二十八年四月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、鱒ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年四月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- スーパードラッグアサヒ三沢店
- 三沢市大字三沢字堀口九四の二四二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年	日

株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	平成 二七・八・六
---	---	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年	日
株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	平成 二七・八・六					

四 届出年月日

平成二十七年十一月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十七年十二月十六日から平成二十八年四月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年四月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ弘前大町店
弘前市大字取上一丁目一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	変 更 後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	変更 年月日	平成 二七・八・二六
-------	---	-------	---	-----------	---------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	変 更 後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 浅野雅晴	変更 年月日	平成 二七・八・二六
-------	---	-------	---	-----------	---------------

四 届出年月日

平成二十七年十一月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年十二月十六日から平成二十八年四月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年四月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ十和田店

十和田市大字相坂字白上二四八の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	平成 二七・八・二六 年月日
-------------	---	---	----------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	平成 二七・八・二六 年月日
-------------	---	---	----------------------

四 届出年月日

平成二十七年十一月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十七年十二月十六日から平成二十八年四月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年四月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ野辺地店

上北郡野辺地町字二本木四六の一先

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	平成 二七・八・二六 年月日
-------------	---	---	----------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 浅野雅晴	平成 二七・八・二六 年月日
-------------	---	---	----------------------

四 届出年月日

平成二十七年十一月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場

2 期間

平成二十七年十二月十六日から平成二十八年四月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年四月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパークむつ

むつ市中央一丁目一四九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|       |                                                       |                                                       |              |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------|
| 変 更 前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 平成<br>二七・八・六 |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------|

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|       |                                                       |                                                       |              |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------|
| 変 更 前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 平成<br>二七・八・六 |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------|

四 届出年月日

平成二十七年十一月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十七年十二月十六日から平成二十八年四月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年四月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグアサヒ柏店  
五所川原市大字小曲字枝村四二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|       |                                                   |       |                                                   |           |               |
|-------|---------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------|-----------|---------------|
| 変 更 前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 変 更 後 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 変更<br>年月日 | 平成<br>二七・八・三六 |
|-------|---------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------|-----------|---------------|

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|       |                                                   |       |                                                   |           |               |
|-------|---------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------|-----------|---------------|
| 変 更 前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 変 更 後 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 変更<br>年月日 | 平成<br>二七・八・三六 |
|-------|---------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------|-----------|---------------|

四 届出年月日

平成二十七年十一月十七日  
届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十七年十二月十六日から平成二十八年四月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年四月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ弘前堅田店  
弘前市大字宮川一丁目二の二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|       |                                                       |                                                       |                      |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|
| 変 更 前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 平成<br>二七・八・三六<br>年月日 |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|       |                                                       |                                                       |                      |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|
| 変 更 前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 平成<br>二七・八・三六<br>年月日 |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|

四 届出年月日

平成二十七年十一月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年十二月十六日から平成二十八年四月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年四月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森西店  
青森市大字石江字三好七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|       |                                                       |                                                       |                      |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|
| 変 更 前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 平成<br>二七・八・三六<br>年月日 |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|       |                                                       |                                                       |                      |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|
| 変 更 前 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 室井善一 | 株式会社横浜フアーマシー<br>北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四<br>六の三四<br>代表取締役 浅野雅晴 | 平成<br>二七・八・三六<br>年月日 |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|

四 届出年月日

平成二十七年十一月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十七年十二月十六日から平成二十八年四月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年四月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~~  
所有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市城下二丁目二〇の一	雑種地	一六三・四六平方メートル

二 予定価格

六百八十六万五千三百二十円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 北棟二階A会議室

2 日時
平成二十八年一月四日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成二十七年十二月二十二日午後三時から、八戸市城下二丁目二〇の一において

て現場説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社松本水道

二 代表者の氏名 松本 英春

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町苗振谷地四〇の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五五五六号

五 取消年月日 平成二十七年十一月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工、石、鋼構造物、しゅんせつ、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社北山

二 代表者の氏名 中村 勇治

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字泊字川原二〇〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第五〇〇三九二号

五 取消年月日 平成二十七年十一月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十一月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社目代建設

二 代表者の氏名 目代 寿明

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢一三〇の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第五〇〇二二二号

五 取消年月日 平成二十七年十一月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、ほ装、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
男性警察官用冬帽子ほか 総数六千百十二点
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年十一月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社さくら野百貨店青森店
青森市新町一丁目一三の一
- 六 契約金額
三千三百四十七万七千六百六十六円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十七年十月十六日

公安委員会

県内WANバックアップ機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年十二月十六日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、設定、保守等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

県内WANバックアップ機器等一式

二 賃貸借期間

平成二十八年三月一日から平成三十三年二月二十八日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

（一）入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年一月八日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに

応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七 七二三 四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七 七二三 四二二一

2 入札書の提出期限

平成二十八年一月二十六日 午前十時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課会議室

平成二十八年一月二十六日 午前十時四十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二

号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の

五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部

又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約

を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行

しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十七年年度の契約金額とする。ただし、平成二十八年年度から平成三十一年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じて得た額とし、平成三十二年年度の契約金額は落札価格に十一を乗じて得た額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Electronic Computer hardware and software

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

10:30 A.M. January 26, 2016

3 Contact point for the notice:

Supply Section
 Finance Division,
 Aomori Prefectural Police HQ
 2-3-1 Shinmachi
 Aomori City, Aomori 030-0801
 Japan
 TEL 017-723-4211

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十六日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

- 一 物品等の名称及び数量
青森県警察放駐車違反管理システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年十月二十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋一丁目三の一
- 六 契約金額
百十三万三千五百六十八円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

方としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成二十七年九月九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十六日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

- 一 特定役務の名称及び数量
ヘリコプターテレビ用機上設備搭載改修整備 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年十一月十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
中日本航空株式会社
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜一
- 六 契約金額
七千八百八十四万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十七年十月二日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭